

公益財団法人 アメリカ研究振興会

役員等に対する報酬及び費用に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益財団法人アメリカ研究振興会定款第14条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員等に対する報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、別表に定めるものとし、費用とは明確に区分する。
- (3) 費用とは、職務の遂行により発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。

(改正)

第3条 この規定の改正は、理事会及び評議員会の決議により行うものとする。

(補足)

第4条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

2 この規定は、経済情勢の変動により改定することがある。

附 則

この規定は、平成25年4月1日（公益財団法人設立登記日）から実施する。

この規定は、平成26年4月1日から改定実施する。（平成26年5月27日決議）

この規定は、令和3年4月1日から改定実施する。（令和3年2月19日決議）

この規定は、令和7年4月1日から改定実施する。（令和7年2月25日決議）

(別紙)

【報 酬】

1. 理事会・評議員会・常務理事会の出席報酬
 理事長、常務理事 15,000円
 評議員、理事、監事 10,000円
2. 監事会の出席報酬 15,000円
3. 出版助成業務担当者の報酬 100,000円
 ただし、出版助成申請件数が10件以上の場合は、1件ごとに
 10,000円を上乗せする。
4. 会報業務担当者の報酬 50,000円
5. セミナー等業務出張者の報酬 一日あたり10,000円
6. 業務による来局者への報酬 10,000円
7. 出版助成審査査読料 一図書につき30,000円
8. 会報寄稿者に対する原稿料 400字につき5,000円
9. 源泉所得税は公益財団法人アメリカ研究振興会負担とする。

【費 用】

理事長が認めたときは、以下の経費の実費相当額を支払う。

1. 交通費・旅費（グリーン料金を除く）
2. 宿泊費 ただし、実費のうち30,000円までを支払う。
 また、相手側が負担しない場合に限る。
3. その他業務上必要な雑費